

●マイナンバー（個人番号）記載書類等本人確認書類について

マイナンバー（個人番号）制度の開始に伴い、口座開設に係る本人確認書類等について、個人番号が記載されている書類のご提出が必要となります。

下記書類のご提出時には、「個人番号提供書」をあわせてご提出いただきます。

個人番号確認書類	住所等確認書類	注意事項
個人番号カード	不要	・必ず表面・裏面両方のコピーが必要です。

個人番号確認書類	住所等確認書類 (顔写真ありの確認書類)	注意事項
<p>通知カード</p> <p>通知カードの氏名、住所等が住所等確認書類と一致しない場合、その通知カードは個人番号確認書類として利用することはできません。</p> <p>この場合、通知カードに代えて「個人番号カード（表裏両面）」もしくは「6か月以内に作成された番号付き住民票」のいずれかの写しをご提出ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・在留カード ・旅券（パスポート） ・特別永住者証明書 <p>などの何れか 1 点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表面のコピーが必要です。 <p>※住所変更等、裏面に追加がある場合は裏面のコピーも必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効期限内のものに限ります。
	(顔写真なしの確認書類)	注意事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し (個人番号の記載あり、なし) または 住民票の記載事項証明書 (個人番号の記載あり、なし) ・印鑑証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・発行後 6 カ月以内が有効期限です。 <p>※複数枚あるものは、すべてのページが必要です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・各種健康保険証 ・各種年金手帳 <p>などの何れか 2 点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有効期限の記載がある場合は、有効期限内のものに限ります。（提示日に有効なもの。） ・住所が記載されていることが必要です。 	

個人番号確認書類	住所等確認書類※	注意事項
<p>住民票の写し (個人番号の記載あり)</p> <p>または</p> <p>住民票の記載事項証明書 (個人番号の記載あり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・在留カード ・旅券（パスポート） ・特別永住者証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面のコピーが必要です。 <p>※住所変更等、裏面に追加がある場合は裏面のコピーも必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効期限内のものに限ります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・発行後 6 カ月以内が有効期限です。 <p>※複数枚あるものは、すべてのページが必要です。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健康保険証 ・各種年金手帳 <p>などの何れか 1 点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有効期限の記載がある場合は、有効期限内のものに限ります。（提示日に有効なもの。） ・住所が記載されていることが必要です。

※住民票の写し(個人番号の記載なし)および住民票の記載事項証明書(個人番号の記載なし)は住所等の確認書類とはなりません。